

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市林田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）総社北地区）を行うことについて平成19年1月11日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部土地改良課において平成19年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真鍋武紀